

（頭部後傾抑止装置）

第109条 保安基準第22条の4第2項に規定する追突等による衝撃を受けた場合における乗車人員の頭部の保護等に係る頭部後傾抑制装置の構造等に関し告示で定める基準は、協定規則第17号の規則5. 4. から5. 10. まで、6. 1. 5. 及び6. 4. から6. 7. までに定める基準とする。ただし、当該装置のうち、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものに備えるものにあつては、協定規則第17号の規則5. 4. から5. 10. まで、6. 1. 5. 及び6. 4. から6. 7. までに定める基準又は協定規則第80号の規則5. 6. に定める基準とする。

2 次に掲げる頭部後傾抑止装置であつて乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置
- 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている頭部後傾抑止装置
- 三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた頭部後傾抑止装置
- 四 JIS D4606「自動車乗車用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であつて、的確に備えられたもの